

## 第 3 次死因究明等推進計画策定までのスケジュール（案）

令和 2 年 4 月 1 日

死因究明等推進基本法施行

※厚生労働省に厚生労働大臣を本部長とする死因究明等推進本部を置き、  
死因究明等推進計画案の作成、施策の推進等の事務をつかさどる。

令和 6 年 7 月 5 日

(第 2 次) 死因究明等推進計画 閣議決定

※計画策定後、3 年に 1 回を目途に計画に検討を加え、必要に応じて見直す。

令和 8 年 5 月下旬～  
(持ち回り開催)令和 8 年度第 1 回死因究明等推進本部  
(死因究明等推進計画検証等推進会議の設置)

令和 8 年 6 月上旬～

死因究明等推進計画検証等推進会議  
(計 5 回程度開催予定)

計画（案）について国民からの意見聴取

令和 9 年 6 月頃  
(持ち回り開催)令和 9 年度第 1 回死因究明等推進本部  
( (第 3 次) 死因究明等推進計画 (案) )

令和 9 年 7 月頃

(第 3 次) 死因究明等推進計画 閣議決定